

特別仕様書の記載例（ICT活用工事）

（発注者指定型）

第〇条 ICT活用工事（発注者指定型）について

- 1 本工事は、「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」（以下「試行要領」という。）に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「ICT活用工事（発注者指定型）」である。
- 2 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいて、ICTを活用する工事である。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 3 受注者は、契約後、発注者へ「試行要領」の「ICT工事計画書（別添－ 4）」及び内容等が確認できる資料を提出する。
- 4 ICT活用工事の実施にあたっては、本特別仕様書及び「試行要領」によることとし、疑義が生じた場合、又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
- 5 発注者指定型におけるICT活用工事の積算計上については、「試行要領」第7条（工事費の積算）の(2)に基づき、費用を計上している。
上記2の①～⑤の施工プロセスのうち、①、②、④、⑤の経費については、発注時において計上していないため、契約後、受注者は監督職員へ工事打合簿でICT活用工事の計画書及び内容を確認できる資料を提出し、監督職員は「試行要領」に基づき設計変更において費用を計上するものとする。

| | 発注時 | 実施時（設計変更） （実施内容に応じて変更） |
|------------------|----------------|--------------------------------------|
| ① 3次元測量 | 計上しない ※1 | 見積りを徴収し、「ガイドライン積算編」に基づき変更 ※2 |
| ② 3次元設計データ作成 | 計上しない ※1 | 見積りを徴収し、「ガイドライン積算編」に基づき変更 ※2 |
| ③ ICT建設機械による施工 | 「ガイドライン」に基づき計上 | 「ガイドライン積算編」に基づき変更（必要に応じて見積りを徴収すること。） |
| ④ 3次元出来形管理等の施工管理 | 計上しない ※1 | 見積りを徴収し、「ガイドライン」に基づき変更 |
| ⑤ 3次元データの納品 | 計上しない ※1 | 見積りを徴収し、「ガイドライン」に基づき変更 |